

別記様式

警備業~~探偵業~~行政処分簿

被 処 分 者	認定証 届出証明書 番号	第96000227号
	氏名又は名称	株式会社旭ブラスト
	代表者の氏名	渡邊 富雄
	主たる営業所の所在地	鹿屋市寿二丁目8番4号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社旭ブラスト 鹿屋市寿二丁目8番4号
処分年月日	令和8年 2月 2日	
処分内容	指示	
処分理由 根拠法令	【処分理由】 警備業法第45条により、「警備業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の内閣府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。」旨規定されているにもかかわらず、令和7年度中において、一部の警備員の警備員名簿を作成せず、一部の警備員の警備員名簿の警備員教育に係る実施状況を虚偽記載し、不備のある教育計画書を作成し、一部の警備員の教育実施簿を作成せず、もって警備員名簿の不整備及び虚偽記載をしたもの 【根拠法令】 警備業法第45条、同法第48条、警備業法施行規則第66条第1項第1号、同施行規則第66条第1項第6号、同施行規則第66条第3項	
処分を行った公安委員会	鹿児島県公安委員会	